

書 評

社会保障研究所編『社会事業』上中下（日本社会保障前史資料第Ⅲ編）

至誠堂 上巻 昭和57年7月 xix+440

中巻 57年11月 xviii+452

下巻 58年6月 xiii+430

社会福祉調査研究会（代表 一番ヶ瀬康子）編『戦前日本の社会事業調査』

勁草書房 昭和58年2月 viii+687

小島勝治著（松野竹雄・丸山博編）『社会事業統計の研究』（小島勝治統計文化論集Ⅱ）

未来社 昭和58年2月 xxvii+375

小 沼 正

これら三種の図書は最新刊であるが、すべてわが国戦前社会事業に関するものである。

最近、戦前社会事業関係の資料、論文などが収録され、矢継ぎ早やに刊行されている。戦前社会事業の見直しが迫られている証左である。本稿はむしろ単なる新刊紹介であるが、ここで取り上げるほかにも、中鉢正美教授還暦記念の生活研究同人会編『近代日本の生活研究——庶民生活を刻みとめた人々——』（光生館 昭和57年10月 x+345）その他がある。

戦前社会事業を見直そうとする場合に、注意すべきはその視点であろう。いうまでもなく昭和20年8月15日を境としてわが国社会は一変したのであるが、これを機として社会事業から社会福祉へと脱皮していった。わが国社会福祉への変貌は極端であり、慈恵から対等な連帯といわれるように大転換を遂げている。その主流は欧米の先進的体制の輸入であり、昭和30年代以降の高度経済成長に助けられ、財政面でも余裕があり、機構拡充・施設整備・職員急増と、物心両面で瞠目すべき大発展を遂げたのであった。

わたくしは、戦前資料を考察するに当たっての1

つの重要な視点は、「断絶と連続」であると考えている。そのそれぞれを徹底的に追究することによって、それを徹底すればするほど、はじめて現在抱える問題を明確化し、解決に近づくことができる、といえよう。

わが国の「断絶」のありようについて1つの例を掲げよう。日高六郎教授は、三木清の敗戦から1ヵ月余を経た9月26日の獄死を取り上げ、わが国政府の敗戦直後の意識変革の欠如すなわち「断絶」に対する無自覚を指摘されている。戦時中の政治犯が敗戦によってその立場が変わり、直ちに釈放されるべきであるのに、そのすべてが9月末に至ってまだ拘置されていることを知って驚いた1人の外人記者は、直ちに山崎巖内相を訪ねている。内相は答える、「思想取締りの秘密警察は現在なお活動を続けており、……すべて共産主義者と考え、治安維持法によって逮捕する」と（『戦後思想を考える』3頁）。教授はつづけて説かれる、「敗戦後2ヵ月半たって山崎内相は平気で、しかも恐らくはマッカーサー司令部によってさえ支持されるだろうと信じて、こうした信念を吐露したというのは一つの喜劇である。その喜劇のお

かげで、三木清の獄死という悲劇がある」と（同上書4頁）。

教授はまた説かれる。「8月15日、敗戦と同時に、あるいは数日後に、あるいは1ヵ月後に、だれひとりとして、政治犯釈放の要求をかかげて、三木やその他政治犯の収容されている拘置所・刑務所におしかけなかったということは、いうまでもなく日本敗戦の性格を物語っている。……イタリア、ドイツの敗戦、フランスナチス協力政府の崩壊、そのさいには、戦争が終わるやいなや、たちまちははっきりとした変化が起こる。過去はただちに断罪される。政治犯はすぐさま解放される。戦犯ははやくに逮捕される。日本では軍国主義という瀕死の病人に、まず重湯を、次にカユを、次にやわらかい米飯をあたえていくように、指導者も新聞も最大限に配慮する。まず君民一体が民主主義であると説かれ、五箇条の御誓文が民主主義であると説かれ、大日本帝国憲法も民主主義の精神にもとづく」と説かれ、議会主義は明治からあったと説かれ、やがて英米的議会制民主主義だけが民主主義だと説かれる。その変化のゆるやかさのなかで、そしてそれをたくみに利用して、戦争協力新聞のすべてが、題号を変えずに、戦後に生きのこる。これまた、ドイツ、イタリアの諸新聞、フランスのナチス協力新聞に見られない」と（同上書4-5頁）。ここにも「断絶」と、わが国における「なしくずしの断絶」、というよりもむしろ「断絶の形骸化、骨抜き」が表われている。

つぎに「連続」のありようについて1つの例を掲げよう。劇作家飯沢匡氏は指摘される。「封建社会と市民社会の交代は、本来は支配階級が没落し新しい市民の価値観が生れて来ることであろうが、日本の明治維新の場合は市民社会が支配階級を真似し始めたことなので、町人が武家風になったことなのである。……そして四民平等、自由民権で、われわれもお武家さまみたいに振舞ってもよいことになったのだ、と争って武家風に四角張ったのである。……欧米なら市民革命と同時に市民劇場建設の歴史があり、市民劇の伝統がある。封建体制を倒して市民が自分たちの価値観の演劇や芸術を持ったのであるが、受け入れる市民が実

は市民でなく武家化していたところに、日本の芸術の悲劇がある。……わたしたちは、武家意識の民主主義国家に住んでいる疑似市民である」と（『明治維新が消した日本の笑い』『朝日ジャーナル』昭和53年8月25日号）。氏は痛烈に皮肉っているのであるが、ここにはわが国独特の意識の「連続」がみられる。しかもそれは儒学教理に支えられ、戦時中の国家主義によって逆に強化され、敗戦を経ても容易に消滅し去らない「連続」であり、前述の日高教授の所説を裏づける意識構造であるといつてよい。

以上は「断続」を象徴的に表わす顕著な事例であり、このような風潮がいささか薄められながらも、今日でもわが国に一般的に瀰漫しているのは、紛うかたない事実であろう。

このことをわたくしの注目している公的扶助の分野でみてみよう。救護法から生活保護法への継受が問題となるわけであるが、冒頭に掲げた内相山崎巖氏は法主管の保護課において、奇しくも昭和4年制定、7年実施の救護法推進の中心の1人であったのであり、昭和5、6年の交には保護課長の重責にあり、自ら『救貧法制要義』を著している。

旧生活保護法は昭和21（1946）年9月9日に成立しているが、それに先立つ5月18日に占領軍公衆衛生福祉局内での公的扶助についての意見取纏めが、福祉課長代理 N. B. Neff 氏から局長 C. F. Sams 氏への覚書という形で行なわれている。

その中の困窮者の権利を例としよう。それは申請、審査請求および控訴、最低生活受給、無差別平等、の4つの権利を挙げている（『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』125頁）。

これを受けた日本側の状況を、当時の社会局長葛西嘉資氏は述べておられる。閣議決定の救済予算2億円とそれを膨大に上回って実施された占領軍命令予算30億円（ただしこの30億円は厚生省要求案）との開きについて、「今にして思えば新しい公的扶助制度に対する彼我の認識に雲泥の差があったことをつくづく思わざるを得ない。然し立案に当たっていた私共は、正直言つて当時そこまで飛躍出来ず、寧ろ私共の頭は、大規模の保護は勿

論しなければならぬけれども、その生活保護の経費は血税から支出されるものである。濫救に陥つてはならぬ、また惰民養成になつてしまつては大変だという方面に向いていたようで、立案に当つてもこの方面に力点が注がれていたように思う。国は生活保護を要する状態に至る者であれば、無差別平等に保護せねばならぬ建前であるが、さればとて個人がこの保護の処分に不服があるといつて、之を裁判所へ訴えて請求出来る権利とすることは、また激し過ぎると思われたので、私共は法立案の当時から、これは国が生活保護の責任を有していることを宣言した、その反射的利益を国民は受けるに過ぎない（昭和22年4月発行の内藤誠夫著『生活保護法の解釈』23頁参照）、また濫救防止の措置も是非必要と考え、法第2条を設けて怠惰者や素行不良者は保護しないと明記したのであつた。また当時法案は総て之を英訳し、和英両文をGHQへ提出して承認を得ねばならなかつたが、私共はこの法案の名称を英文では Daily Life Security Law、和文では生活保護法としてGHQへ提出した。和文で生活保障法とすると、個人の権利が強くなり過ぎて困ると思つたし、またGHQはこの法案のことを盛んに Daily Life Security Law といつていて、之を変えて貰うことは不可能のことと思つたので、こうしたのであつた」と（『生活保護30年史』286頁）。

ここにも、実情に主観的に合致させようとした先人の並々ならぬ苦勞には敬意を惜しまないにしても、なしくずしの「断絶と連続」とが表われている。

以上の旧生活保護法における権利意識の不徹底さは、周知のとおり昭和24年2月の、愛知県軍政部の指示を受けての同県当局の疑義照会となり、やがて施行規則一部改正による権利としての不服申立て制度導入となった（同上書308～311頁）。

かくして昭和25年5月4日成立の新生活保護法では、無差別平等な保護請求権が織り込まれる。しかし新法の生みの親であるといつてよい亡き小山進次郎氏は、新法策定に当って保護課の長い間の伝統、その厳しさ（とくに無差別平等と欠格条項との関係について）を強調される。「保護課と

しては、長い伝統の中でつちかわされておったエネルギーが、その時期に一つの形をとって噴出した。……むしろずっと保護課の中に蓄積されておった知識で、いわば形をとらないでおったものが、その機会に形を与えられた」と。しかも一方占領軍の態度について、「占領している指導者として（I. H.）Markuson なんていう人は理想的な態度をとったんじゃないでしょうかね。伸び伸びと日本側にやらせるようにしつつ、自分としては、教育はするけれどもあまり強制は加えないという。……これは文字通り Markuson に教えられたといひますかね。特に私たちの戦争中からの習慣でそういう点（指導、指示の規定、保護施設その他の施設に収容する場合の実施機関側の収容権限の問題、指導、指示に従う義務、それに従わない場合の強制権の問題など）は、今考えりゃかなりルーズになっておりましたでしょう。それを彼はかなり厳しく批判をしましてね」と（同上書118、122頁）。

ともかくも法策定をはじめ各段階で衝に当たった人びとはすべて戦前に育った人、いわば「連続」の人びとである。とくに末端までの膨大な関係者は然りであり、その価値観の転換は一朝一夕にできうるはずのものではない。新生活保護法の権利意識は果たして今日でも十分に、法の指し示すごとく『断絶』として理解されえているのであろうか。国民一般のその体得に先立って、各段階の行政担当者だけでも先導者としてこれを体得し推進することに努めるべきであろう。

もし公的扶助の権利を徹底的に追究するならば、行政の側としても、イギリス補足給付において不服申立ての件数が年に10万内外（わが国ではわずかに約100件）に達するのや、また当局側が受給率 take-up rate の上昇を問題として取り上げ漏給とその解決のための予算を推計するのなどを、一種の例として近づく方向が出てくるはずのものであろう。

生活保護法における権利ひとつを例としてとってみても、「断絶と連続」との絡み合いからくる認識、したがって実践の曖昧さ、そのための末端担当者の確信への多少の揺ぎ、がないでもない、というのが今日の実情ではないであらうか。

なにゆえに戦前期を考察するのか。いうまでもなく現在抱く問題を解明し将来を卜するためである。そのためにはとくに敗戦を差し挟んでの「断絶と連続」というのは不可欠の視点の1つであるといつてよいであろう。

『社会事業』全3巻の下巻はきわめて最近(本昭和58年6月25日)刊行されている。社会保障研究所はその根幹的な事業の1つとして、全研究員を動員して、社会保障関係資料の集大成を行なおうとしている。すでにその創立3周年を記念して昭和43(1968)年3月論文集『戦後の社会保障』が編集され、その付録として大冊の『資料編』が編纂された。後者は後に独立して『社会保障資料Ⅰ』(984頁)となった。この巻が昭和20~41年を取り扱っているのに対し、引き続いて昭和50年9月には『社会保障資料Ⅱ』(824頁)を刊行して昭和42~48年を取り扱い、現在は昭和49~55年を取り扱った第Ⅲ巻を編纂中で、本昭和58年中には刊行の予定といわれている。

この系統に属するものとして創立15周年を記念して『日本社会保障前史資料』全7巻の刊行を計画し、今や最終第7巻(総目次・年表・索引編)を残すだけとなっている。ここで取り上げる『社会事業』全3巻は、その第4~6巻に当たる。

はじめにその内容を概観しておこう。3巻を通じて大項目は8に分かれている。まず上巻では1. 救貧制度(一般)、2. 特別救護制度、3. 低所得者対策——経済保護事業、の3大項目を含む。そして1. では三浦文夫部長(現日本社会事業大学教授)解説の下に、救護法につき、(1)制定前史、(2)制定の動き、(3)制定の陳情・要請、(4)施行とその実績、に分けられている。2. ではやはり三浦文夫部長解説の下に、(1)行旅病人及行旅死亡人取扱法、(2)罹災救助基金法、(3)北海道旧土人保護法、(4)軍事救護法、(5)傷兵院法、と分け、それぞれの諸関係が収められている。3. では小林良二研究員(現東京都立大学)解説の下に、(1)経済保護関係(除住宅)法規等、(2)経済保護事業の概況、(3)同事業に関連する論文、(4)隣保事業関係法規等、(5)同事業(セツルメント)の概況、(6)同事業に関連す

る論文、に分けられている。

中巻では、4. 低所得者対策——住宅、5. 失業対策・職業紹介、6. 児童保護、の3大項目を含む。そして4. では大本圭野研究員解説の下に、(1)大正期、(2)昭和初期、(3)戦時体制下、と時代別に区分されている。5. では三浦文夫部長・大本圭野研究員解説の下に、(1)失業対策関係はさらに、(一)大正期、(二)昭和初期、(三)戦時期と細分され、(2)職業紹介関係は、(一)大正期、(二)昭和初期、と分けられている。6. では三重野卓研究員(現防衛大学)解説の下に、(1)児童保護一般、(2)保護(教育)、(3)母子保護、(4)児童虐待、(5)感化(救護)と分けられている。

下巻では、7. 社会事業の組織、8. 方面委員、の2大項目を含む。そして7. では高橋紘二研究員解説の下に、(1)体系、(2)行財政、(3)連絡調整組織、(4)法の制定、(5)法制定以後の動きに関する論文、と分けられている。8. では小林良二研究員解説の下に、(1)関係法規等、(2)制度の概況、(3)関係論文、が収められている。

以上のとおり8大項目に分けて取り扱う範囲は実に広範であり(後述のとおり保健・医療・社会保険は別に取り扱われている)、その時期は戦前すなわち明治初年から第2次世界大戦終了にいたるまでの長期にわたっている。

取り上げる資料は、原則として客観的な事実を伝えるものとして、法規、制度、その実施までの経過、審議会および行政の報告・統計などを中心とし、加えて最小限の関係論文、新聞論調などが含まれている。

たとえば、1. 救貧制度(一般)を例にとる。(1)法制定前史につづいて、(2)救護法制定の動きで、(一)制定の陳情・要請、(二)法案提出と審議状況、(三)救護法および施行令等、に分けられ、(3)法実施促進の動きで、(一)法実施延期、(二)法実施期成同盟会、(三)新聞論調、(四)帝国議会(第58回)議事録、(五)貴族院議員視察に対する連絡等、(六)法実施促進大会、(七)法実施期成同盟会第二期運動、(八)新聞論調、(九)実施促進運動から上奏への動き、(十)帝国議会(第59回)議事録、(十一)法実施と法実施同盟解散、に分けられ、(4)法施行とその実績、はほぼ内務省社会

部長などの行政通牒である。これらによって救護法の制定、実施延期、施行とその後、などが時系列的に手に取るようにわかる構成となっている。

本書3巻を通じて、各大項目ごとに上述のような努力が払われ、一挙に翻読しうるように集大成された功績は実に大きい、といわねばならない。まず第1の特色である。

第2の特色は、最少限にとどめられたとはいえ、当時の関係の実態報告および論文が収められていることである。たとえば3.の(5)隣保事業(セツルメント)の概況、で大原社会問題研究所その他の実態報告、(6)関連する論文、で関係個人論文13を含むのや、7.の(5)社会事業法制定以後の動きに関する論文、で関係個人論文18を含むのや、8.の(2)方面委員制度の概況、で大原社会問題研究所、中央社会事業協会などの実態報告、(3)関係する論文、で関係個人論文26を含むなどである。当時の実態の詳細が貴重であると同時に、当時の個人論文執筆者の海外資料なども多分に参照し、精力を傾注した真摯な取組みにその息吹きさえ感じられ、頭の下がる思いで一杯である。戦後の「断絶」に眼を奪われ、戦前の「連続」にあまりにも消極的な態度であったことに対し、いまさらのように反省の念を抱かざるをえない。

ただ望蜀の嘆があるにしても希望を述べるならば、収集の困難さと紙幅の限定があったではあろうが、内容においては、「連続」の視点から未成熟な民主化を示す指標として、当時の微弱な庶民的意識に少しでも近づくという意味において、救護法関係のみで果たされている新聞論調の収載が、他の各大項目でも試みられてよかったのではないであろうか、ということである。また収載形式についていえば、4. および 6. などにとくにみられることであるが、第二次資料である関係個人論文は、まさに 3. 7. 8. などであらわされているように、時系列的な基礎資料とは別建てにすれば、読みやすかったのではないかと、ということである。

この『社会事業』全3巻は、前述のように『日本社会保障前史資料』全7巻の第4, 5, 6巻に当る。これの第1および第2の両巻は、それぞれ(1)保健衛生、(2)医療制度、(3)医療制度を含みながら、

1. 明治前・中期、2. 明治後期および大正前・中期、3. 大正後期から厚生省創設まで、4. 厚生省設置以後、の4時期に大別して、保坂哲哉部長(現金沢大学教授)、曾原利満、都村敦子、城戸喜子の各主任研究員が分担している。つぎに第3巻は、1. 医療保険、2. 労働者災害補償、3. 年金および共済組合、4. 恩給を含み、地主重美部長(現千葉大学教授)、平石長久部長、山崎泰彦(現上智大学)、岸功(現大正大学)の各研究員が分担している。

これら3巻は上記『社会事業』全3巻と緊密に補完し合い、戦前社会保障の貴重資料であることはいふまでもない。

この浩瀚な6大冊を編纂された社会保障研究所の方々の努力に深甚の謝意を表するとともに、最終第7巻(とくに煩雑な索引作成)の1日も早い刊行を期待して已まない。

『戦前日本の社会事業調査』は貧困・生活問題調査史研究、の副題が付され約700頁に及ぶ大冊である。20名を越える日本女子大関係者が、藤本武ついで一番ヶ瀬康子の両教授を代表として7年余をかけて完成された調査研究報告書である。前述の『社会事業』全3巻が政策および行政に視座をおいているとするならば、本書はその行政施策を構築するための基礎的な、合せて行政効果判定的な、実態調査に関する一大整理であり、両者はまさに表裏一体の関係にあるといってよく、奇しくも期待をほぼ時を同じくして刊行されている。

まずその内容を概観しよう。4部に大別され、第1部貧困・生活問題と社会事業調査、第2部社会事業調査の展開、第3部同調査文献抄録、第4部同調査文献年表、となっている。

第1部はわが国を中心として、貧困史(吉田久一)、労働階級研究史(藤本武)、社会事業調査史(一番ヶ瀬康子)、調査と政策形成(佐藤進)と、各教授がわが国戦前の社会事業調査について概観し、位置づけを行なっておられる。

第2部は調査の展開の詳細を追及した論文集であるが、Ⅰ貧困、Ⅱ児童・婦人、Ⅲ医療・障害・老齢、Ⅳその他、に大別されている。Ⅰ貧困は、浮浪者、困窮者、被保護・要保護者、被保護者

(生活保護法下)、の4章に分けられている。この第4章および関連の文献抄録に限って戦後昭和30年頃までを取り扱っており、生活保護法関係である。執筆者岩田正美氏(大阪市立大学)には、この章と直接つながる好編著『戦後日本の家計調査』(本昭和58年3月刊, 276頁)がある。Ⅱ児童・婦人は、乳幼児死亡、児童保護事業、保育事業、母子保護事業、婦人救済事業の5章に分けられている。Ⅲ医療・障害・老齢は、医療保護事業、障害児、障害者、老齢者の4章に分けられている。Ⅳその他は、社会事業施設(その系譜と特徴)、不良住宅地区、農村社会事業の3章に分けられている。

第3部社会事業調査文献抄録は、ほぼ第2部の分類にしたがって128個に上る各調査ごとに個別に抄録を行なっている。その構成は各個に、1. 調査の概要、2. 調査の結果、の2部分となっている。1. では形式を統一して、(1)調査対象、(2)調査方法、(3)有効標本数、(4)調査地域、(5)調査時期、(6)調査主体、(7)調査の目的、(8)調査項目、(9)調査報告書の順となっている。

第4部社会事業調査文献年表は、社会事業主要事項および関連事項、を一欄とし、別に社会事業主要調査報告を一欄とし、この両欄による年表を、明治元(1868)年から昭和20年まで掲げている。ただし後の欄は、詳しくはさらに救護・浮浪者関係と、児童・婦人・救療、障害・老齢者・施設・スラム・農村・隣保関係等とに二分されている。

本書の内容は以上のとおりであり、上述の『社会事業』全3巻も資料の取捨選択と紙幅の関係などに多くの苦心が払われていたのであるが、本書ではその苦心に加えて、所在の不明なものが少なからずあり、いわば「足で歩いて」収集したとでもいべき渉獵の苦心が多かったものと推察される。

第2部調査の展開において、4大項目をさらに前述のとおり細分し計16の章を立て、そのそれぞれについて時系列的過程を詳細に述べ、個々の調査間の関連、発展、位置づけを行なっている。さらにこの個々の調査について、第3部文献抄録として、容易には閲覧しえない報告書が多分に含まれているのであるが、そのそれぞれについて、前述の一定形式の調査の概要と合せて調査の結果と

が掲げられて、調査ごとに概要が把握されるようになっている。そればかりではない、第4部文献年表では、編年的に、社会事業の歴史的事項と刊行年次別の主要調査報告書とが掲げられ、いわば縦にその展開過程の歴史的考察ができるように構成されている。これらの点では心憎いばかりの気配りである、といってもよいであろう。

ただ希望を許されるならば、「連続」の視点からの調査主体の重視、その中央官庁、地方官庁、半官的機関・団体、個人の区分が、第2部においてももっと強調して追究されていてよかったのではないであろうか、ということである。このことは藤本(25頁)、一番ヶ瀬(45, 686頁)の両教授が取り上げておられる。中央集権的なわが国で官庁調査の多いのは当然であり、上掲『社会事業』全3巻と符節を合せるかの如くではあるにしても、それには天下りの、官僚的な限界、はなはだしきは政治的偏りさえ存しうるはずである。また藤本教授の指摘されるように、民主的立場からの調査は少なく、反体制的調査マンは政府のきびしい弾圧の対象となったのである。そうであればこそ、それをはね返して実施された数少ない貧弱な私的調査について、それはわが国民主化の未熟さを表わすものでもあるが、第2部調査の展開の16項目それぞれで(第3部で個々の論文について調査の概要の(6)は調査主体となっているにしても)、さらに明確な1つの視点とされてよかったのではないであろうか。

この点では上述『社会事業』全3巻では、より政策に直結し、せめて新聞ぐらいしかあるにすぎない。それだけに民主的民間人や庶民の意識は表われにくい。本書においてはこのことは、より可能であったであろう。

それにしても、この煩雑な、困難な作業をやりとげられた社会福祉調査研究会の方々に、やはり深甚の感謝の意を表しておきたい。

『社会事業統計の研究』は、前述二種とは全然性質を異にし、戦前ほぼ昭和15, 6年の交に執筆された亡き小島勝治氏個人の論文集である。歿後久しく、最近にいたって編集された同氏の『統計

文化論集』全4巻の第2巻に当り、400頁に上るやはり大冊である。

小島氏は昭和10(1935)年4月大阪府布施市(当時町役場)に入り、同年11月から統計業務に従事し、昭和14年10月に25歳にして財団法人弘済会に転じ、隔月刊『社会事業論叢』の編集に当ることとなった。しかしその期間はきわめて短く、昭和16年10月教育召集、17年1月解除、そして3ヵ月を経て同年4月召集、そのまま中支方面で戦病死として惜しくも夭折している。したがって本書の内容は、そのわずか2ヵ年余に執筆されたものである。

小島氏にはすでに『日本統計文化史序説』(大矢真一・松野竹雄・丸山博編集、未来社、昭和47年4月、573頁)の大冊があり、また上述の『統計文化論集』全4巻の編集が進行している。

これらをみると量質ともにむしろ統計専門家(民俗学への発展も同時に期待されていたが)といってよい。桜田忠衛氏(京都大学)は「小島勝治の統計論」(『統計学』32号、昭和52年3月)において、小島氏統計論を取り纏めて、(1)統計は経済体制やイデオロギーに規定され階級性をもつ、(2)調査者の立場、意識の反映からの意識的、無意識的な歪曲、積極的または消極的な変形がなされる、(3)統計実務家の立場からみて、当時の政府統計はともすれば恣意と歪曲と誤謬の集積が1つの数字的配列の形態をそなえている傾きがある、実態を正確に把握しない、したがって科学的方法論の確立が必要である、(4)たとえば社会事業で必要なのは要救護人口の総数であるのに、国勢調査では救護人口を知りうるだけである、(5)市町村調査は市町村の意志により市町村自身で利用されるべきである、(6)時勢に応じた「たとえば職業婦人の調査とか、貧困階級の生活調査」などの市町村独自の調査を志さずとき、これまでの統計学教科書や実務書は全く無用である、などの趣旨のことを挙げておられ、小島氏の厳しい科学性、有用性の主張が知られる。

以上をみると社会事業統計については、短時日にしかも大量を執筆されたのではあったが、業務の一端として執筆したかに思われる。15年戦争も

後半に入り、世界戦争への突入の前夜に当って、高度に理論的な斬新な社会事業統計論を世に問われたことに、やはり驚嘆の念を抱かざるをえない。暗い時代の中で、庶民の安穩を望み真理を求める若い小島氏は全力を挙げて集中したのであった。

ここに本書の内容を概観しよう。一. 社会事業統計の基礎理論、二. 慈善統計に関する問題——明治初年の翻訳統計学書にあらわれたる——、三. 明治十年代の教育統計——初期の官府統計書にあらわれたる——、四. 貧困原因の調査について——その統計的方法に対する批判——、五. 貧窮統計の対象について、六. 貧窮現象定量化の理論、七. 貧民職業調査論、八. 国勢調査と社会事業、九. 社会事業における都市と農村、十. 社会事業の統計的分析 (一) 転換期社会の実相、(二) 最近における貧困層の動向——弘済会事業統計を中心として——、(三) 大阪市の細民生活(大正初年)、(四) 不良児童問題の対策と調査、(五) 中国における貧窮問題——聞韶氏論文の邦訳——、十一. 付録 (一) 社会事業理論への示唆——日傭労働者の生活気分について——、(二) あんこうとなかま、(三) 日傭労働者調査手記、(四) 日傭労働者調査のその後、(五) 民謡と社会問題、(六) 貧困と救済の民俗——調査項目解説——、となっている。

なお『統計文化論集』第1巻にも、職業紹介統計史、職分表象の社会性、生活程度指標測定に関する住居密度の問題、最近生計費指数の変動、明治時代の乳児死亡統計論、などの題名の興味ある関係論文が掲げられている。

以上のとおり、小島氏は統計基礎理論、統計史などを踏まえて、社会事業統計についてもきわめて視野が広く、民俗学的視点も手伝って多彩な問題提起を行なっていることがわかる。小島氏が単なる机上理論家でなく、情熱に燃えて実践や対策と結びつけようとしている視座がよく表われている。

かねてから小島氏に注目しておられた上田千秋氏(仏教大学教授)は、主として「貧窮統計の対象について」(貧窮現象定量化の理論)を取り上げて詳細に論じられている(「小島勝治論——研究ノート①」、華頂短期大学研究紀要9号、昭和39年)。

それは、社会事業の対象に関してきわめて克明に論じられておられるのであるが、その主要な論点は貧窮現象と要救護性との2点である。しかもなお教授は推称される。「すくなくとも本質論としては、未成熟であったし、批判さるべき『欠陥』を孕んでいたことは、現代の社会事業学徒の一人として率直に認めることにやぶさかではない。しかし、筆者が敢えて小島文献に深い魅力を感じ、この未定稿をつづった所以は、独学でしかも社会事業の実践的領域に入って僅か1年に満たなかった25歳の彼が、このような遺稿を残していること、しかもこの青年は、その短かった社会事業探究の旅路のさなかで『社会事業のためよりよい統計調査の実施へとつねに考えているわたくしにとって理論的なその基底の闡明は重荷であるが、いままでの理論ばかりでどうしても安心してつかえる統計が生れえない』と嘆き、苦しみ、この論文を『真実に科学的な実践への微意からつづった本稿に、根本的なあやまりをおかしていないかと内心競々たるものがある』と付記して発表している点にもある」と。

ともかくもわたくしは小島氏の社会事業統計に対する鋭い視角に満腔の敬意を表するとともに、前述した戦前社会事業に関する二種の基礎資料が生み出された時代に、一方ではこのような統計批

判者が存在していたことに注目したい。本書の志す統計批判は、前述の二種の基礎資料利用にも必ずや大いに役立つであろう。

小島氏は、丸山博、浦辺史両教授などによれば、「危険思想」の持主として「特高」につけ狙われていたという。また上掲のうちの2つの論文は、政府の外郭団体である中央社会事業協会の『社会事業』（現在の『月刊福祉』）昭和15年10月、16年4、8月の各号に掲載されたのであるが、その編集者はその含む激しい批判のゆえに、協会幹部の示した掲載難色に苦慮したという（上田氏上掲論文）。

もし召集を受けず研究を推進しえたならば（もっとも苛烈な時局は研究の自由を拘束したかもしれないが）、またもし戦後に生き延びえたならば、という不可能の推測が許されるならば、その社会事業統計についての考察はいやがうえにも深められ、大成しえたことであろう。

本稿で取り上げた二種の基礎資料と一種の論文集は、縷説したようにそれぞれの意味を持っており、戦前社会事業の今後の研究に多分に役立つであろう。ただわたくしの冒頭に述べた「断絶と連続」の徹底した視点は、1つの重要な視点として見逃されるべきではないと考えられる。

（こぬま・ただし 駒沢大学教授）